

学校法人東亜大学学園 役員及び評議員の報酬等支給規程

令和元年 9 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は学校法人東亜大学学園(以下「法人」という。)の寄附行為第 59 条の定めるところに基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金、その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規定及び職員の退職金規定に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (3) 評議員 報酬

2 役員及び評議員が本法人、東亜大学及び東亜大学附属下関看護専門学校の教員(学長及び学校長を含む)又は職員を兼ねる場合は、役員としての報酬等は支給しない。

(役員の報酬の額の算定方法)

第 4 条 役員に対する報酬の額は、別表 1 に定める範囲内で理事長が決定し支給する。

2 理事長、専務理事及び常勤監事の報酬の額は、前項の規定によらず、別表 2 に定める範囲内で理事会の議を経て、理事長が決定し支給する。

3 第 1 項及び第 2 項に規定する報酬の額は、月額として支給する。

(評議員の報酬の額の算定方法)

第 4 条の 2 評議員に対する報酬の額は、別表 3 のとおり支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、日額として支給する。

(報酬の日割り計算)

第 5 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与の額の算定方法)

第6条 常勤役員の賞与の額の算定方法及び支給については本法人の職員に適用される給与規定を準用する。

(退任慰労金の額の算定方法)

第7条 役員の退任慰労金の額の算定は、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。ただし算定額に1万円未満の端数がある場合は、1万円単位に切り上げる。

(1) 役員退任時最終月額報酬

(2) 役員在任期数(在任1期を4年とし、就任から退任までの期数とする。在任1期4年未満は1期として計算する。)

(報酬等の支給方法)

第8条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報 酬 本法人の職員に適用される給与規定を準用する。

(2) 賞 与 本法人の職員に適用される給与規定を準用する。

(3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1カ月以内。

2 役員に対する報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 評議員に対する報酬は、評議員会への出席(書面出席を除く)等、法人運営の為の業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

4 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第9条 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)等をいう。

2 役員及び評議員には、旅費を実費支給する。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、第7条の退任慰労金を除く。

(公表)

第11条 この法人は、この規程を本法人のホームページに公表する。

(作成、備置き及び閲覧等)

第12条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 この法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、備え置かなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。
2. この規程は、令和5年6月1日から施行する。
3. この規程は、令和6年8月5日から適用する。
4. この規程は、令和7年9月27日から施行する。

別表 1

区分	報酬（月額）
寄附行為第6条第1項（1）（2）の 理事 監事	150,000 円 以内

別表 2

区分	報酬（月額）
理事長	573,200 円以上 ～ 708,000 円 以内
専務理事	528,900 円以上 ～ 617,400 円 以内
常勤監事	300,000 円 以内

別表 3

区分	報酬（日額：評議員会等に出席、その他法人の業務）
評議員	10,000 円に源泉所得税を加算した額